

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月17日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第40号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 賦課徴収（第6条—<u>第16条の2</u>）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税（<u>第16条の3</u>—第21条）</p> <p>第2節～第8節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（延滞金減免申請書の様式）</p> <p>第16条 略</p> <p><u>（公示送達の方法）</u></p> <p><u>第16条の2 条例第23条の規則で定める方法は、地方税法施行規則第1条の8第1項に規定する方法とする。</u></p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税</p> <p>（県民の福祉の増進に寄与する寄附金）</p> <p><u>第16条の3 略</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 賦課徴収（第6条—<u>第16条</u>）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税（<u>第16条の2</u>—第21条）</p> <p>第2節～第8節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（延滞金減免申請書の様式）</p> <p>第16条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税</p> <p>（県民の福祉の増進に寄与する寄附金）</p> <p><u>第16条の2 略</u></p>

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
(香川県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 香川県税条例施行規則の一部を改正する規則（令和 8 年香川県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 16 条の 2 の改正規定中「第 16 条の 2」を「第 16 条の 3」に改める。